

【西原村版】

「くまなびの日」実施要項 （案）

- 1 名 称 「くまなびの日」
- 2 対 象 西原村立小学校、中学校
- 3 始 期 令和6年（2024年）7月1日
※令和6年度は試行期間とし、課題整理の上、令和7年度導入
- 4 趣 旨 教育の出発点である家庭において、子供一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるように、子供と家族が一緒に休める環境を整備する。
- 5 内 容 子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席日数に含めないものとして取り扱う（教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認める場合として取り扱う）。
- 6 日 数 各年度3日以内（3日連続の取得も可能）
ただし、残日数を翌年度に繰り越すことはできない。
- 7 手 続 取得日の7日前までに保護者が在籍校へ様式1（取得届）を提出する。
- 8 補 習 取得日の学習内容は、対象家庭において自習で対応する。
- 9 その他
 - (1) 原則として「くまなびの日」取得後の実績報告は求めない。
 - (2) 学校は、学校行事の日やテスト期間など、「くまなびの日」を取得することができない日（期間）を設定することができる。
なお、設定した場合は、保護者等へ周知することとする。
 - (3) 「一緒に体験する保護者等」とは、原則として保護者及び保護者が認めた祖父母、おじ、おば、成人した兄弟姉妹とする。（これ以外は個別に判断する場合もあり得る。）
 - (4) 取得届を取得日の7日前までに提出した場合は、取得日の対象児童生徒の給食を停止することができる。